

第4章

地域知識と行政権力

—「間島」の調査活動と地方志記述に見る
日中両国の統治の知（1905—1931）

林 文凱

中央研究院台湾史研究所副研究員兼副所長

はじめに

満洲は清朝発祥の地である。清朝は初期に都を中原に移してそこに基盤を定めて以降、満蒙八旗の生計を守り満洲族の騎射の習俗と尚武の精神を保持し続けるため、東北地域に長期にわたる封禁政策を実施して内地からの漢民族の進入を制限した。200余年の間には、密かに進入して開墾を行う漢民族も少なくなかったが、奉天南部で比較的開墾が進められ人口も多かった以外、満洲はいぜんとして土地が広く人がまばらな地域であった。しかし1860年代以降はロシア帝国の侵略に伴い、封禁を徐々に撤廃して移民による辺境防衛を進めるようになり、山東などから漢民族が満洲に移住し開墾を始めるようになった。また、朝鮮北部と隣接する吉林と遼寧東部でも、飢饉を逃れた朝鮮人流民が国境を超えて開墾する動きが見られた。⁽¹⁾

1894年の日清戦争後、日本は清朝に台湾と遼東半島の割譲を認めさせたが、ロシア、フランス、ドイツの三国干渉により遼東半島は返還せざるを得なかった。清朝はその後、日本を牽制するためロシアと連携し、東清鉄道の敷設権を与え、旅順と大連の租借を認めた。義和団事件後、ロシアは満洲を占領したまま撤兵せず、さらに1903年に東清鉄道が開通し運行を開始したため、日本は朝鮮に対する支配権がロシアに脅かされることを懸念して、1904年2月に日露戦争を発動した。戦勝後、日本は東清鉄道南満支線（南満洲鉄道）と関東州の支配権を獲得し、関東都督府および南満洲鉄道株式会社を設立して関東州租借地および鉄道・附属地を管轄した。また、安東、奉天（瀋陽）、

鉄嶺、遼陽、長春などの通商の要地に日本領事館を開設し、流入する日本人を管轄するとともに外交通商事務の処理にあたった。⁽²⁾

日露戦争後、清朝はロシアと日本が満洲北部と南部でそれぞれ勢力を拡張するのを見て警戒を強め、従来の盛京・吉林・黒龍江三將軍を主体とする辺疆行政を全面的に改変して、1907年に「東三省」（奉天省・吉林省・黒龍江省）を新設、同時に光緒新政と連動して改革を推し進め、東北の近代化を促進してロシアおよび日本の植民拡張に対抗しようとした。⁽³⁾しかし、この東北の近代化は日本帝国の侵略を有効に阻止することができず、1931年、日本の関東軍が政府の意向に反して満洲事変を引き起こして満洲を制圧し、その後「満洲国」を建国して満洲は日本の非公式植民地となった。⁽⁴⁾

注意すべきは、満洲事変は兵員数、行政支配面積、人口において圧倒的に不均衡な戦争であり、日本と中国との国を挙げての全面戦争ではなく、関東州、南満洲鉄道およびその附属地を支配する関東軍と、東三省の行政権を握る奉天軍閥の東北軍との戦争であったという点である。兵員数は、日本側が関東軍10,400人と越境支援が可能な朝鮮軍4,000人のみであったのに対し、東北軍は179,500人を擁していた。そして関東軍の実質支配面積は奉天軍閥のわずか0.31%、関東軍が管轄する人口は奉天軍閥の3.81%に過ぎなかった。⁽⁵⁾兵力、行政空間、管轄人口がかけ離れているにもかかわらず、関東軍が強引に戦争を発動し、なおかつ「わずか105日で東北全域を併呑できた」という事実は、どのように解釈すべきだろうか？」

この問題については、これまで多くの歴史家が戦争の直接的な側面である関東軍の政治動員や軍事戦略から深く分析してきた。⁽⁶⁾本論ではさらに一步踏み込み、関東軍と東北軍の両者の政治動員と軍事戦略を支えた「満洲近代化行政競争」に注目したい。満鉄初代総裁の後藤新平は自身の台湾統治の経験に基づき「文装的武備論」を唱え、これを日本帝国の満洲経営策とし、行政、財政、経済、教育、学術、衛生などの近代化を積極的に推進し、満洲の住民が日本帝国統治に納得し帰順するよう促すことで植民統治の安定を図るべきだとした。彼は1907年以降の中国東北政権も新政を積極的に推進していることに注意を払い、日本政府が満洲経営をゆるがせにすれば、この近代化競争に敗北する恐れがある、と警告していた。

このように、関東州、南満洲鉄道および附属地という限られた正式支配権しかもたない日本帝国が、1905年から1931年の20年余りの間に、いかにしてその政治・経済力を満洲全域にまで拡張し、上述の関東軍の政治動員や軍事戦略を支え、作戦終了後には広大な東北で大規模な民衆反乱も起こさせず政治的に臣服させることができたのか、についても解明する必要があるのである。すなわち、日本の植民地行政機関はいかにして後藤新平の満洲経営策を実行に移し、満洲における行政近代化競争において勝利を収めたのかを問うものである。

この一大テーマに対し、本論では吉林省東部の「間島」、すなわち延辺地域における行政権争いを例にとり、日本帝国が関東州や南満洲鉄道などの合法的権益以外の地でいかにして政治・経済的勢力を拡張していったかを明らかにする。

まず間島地域の行政の変遷について簡単に記しておく。間島とは、現在の中国吉林省「延辺朝鮮族自治州」の東半分にあたる延吉市、龍井市、和龍市、琿春市、図們市、汪清県の5市1県を指す（文末 [図] 参照）。東はアイグン条約でロシアに割譲された沿海州と接し、南は豆満江を隔てて朝鮮北部と接している。⁽⁷⁾ 清朝は入関後、祖先の故地を保護するという理由で興京（新賓）以東、伊通州以南、豆満江以北を封禁区域とした。このためこの地は長らく無人の荒地であった。だが、1869年になると、飢饉に見舞われた国境近くに住む朝鮮の住民が禁令にかまわず越境し開墾を始めた。光緒初期には吉林の役人も禁令に従って追放しようとしたが、行政力が弱く効果がなかった。1880年代には間島の開墾民問題が清朝と朝鮮との国境問題にまで発展したが、解決には至らなかった。

1905年、ロシアに勝利した日本は「乙巳保護条約」により韓国の外交権を掌握すると、韓国統監府を設立して間島問題に介入し始めた。1907年には統監府間島臨時派出所を設置して大量の朝鮮人開墾民を管理し、同時にさまざまな調査を通じて間島が朝鮮領であることを示そうとした。一方、初代東三省総督の徐世昌はこれを知ると、かつて日本に留学して軍事を学んだ呉禄貞をただちに延吉辺務幫辦に任命し、兵を率いて国境を防衛させると同時に地方行政を管轄させた。呉禄貞はまた、自ら間島の歴史、地理を調査し、実測

して地図を作成して『延吉辺務報告』全3巻を編纂し、間島が古来より中国の領土であることを主張した。日本は清朝と交渉を重ねたが、呉禄貞らが提出した証拠を否定することは困難であり、また満洲での権益全体から考慮した結果、1909年に「間島に関する日清協約」〔以下「間島協約」と称する〕を締結した。これにより間島は清朝の領土と規定されたが、日本は延辺に領事館を設置する権利を得、朝鮮人は引き続き開墾地での居住が認められ、清国の法律に従いその行政管轄に帰するものとされた⁽⁸⁾。

清朝は間島の主権を確定させた後、引き続きこの地に地方行政を構築して統治を進めた。1909年から1931年の間に間島の人口は13万から54万6,000へと約4倍に増加し、そのうち朝鮮人が7割以上を占めていた⁽⁹⁾。注目すべきは、この時期東北地方では東三省の新政と奉天軍閥による近代化政策があいついで実施され、中国東北地方政権は呉禄貞による行政整備を基に引き続き地方行政建設を推進したにもかかわらず、1931年に満洲事変が起こると、間島の行政権は無血かつ即時に関東軍に掌握されたことである。中国の地方行政機関が間島の行政権を有効に独占していたわけではないことは明らかである。また、間島の人口は3割弱の満洲（漢族）移民を除く7割以上が朝鮮人であり、かれらの多くは日本帝国に亡国の恨みをもち、日本帝国の統治を全面的に受け入れていたわけではないにもかかわらず、なぜ朝鮮人も満洲事変に際して表立った抵抗を示さなかったのか。これは、日本帝国がこの時期においても、さまざまな効果的な方法を通じて間島の土地と人口に対する行政権を中国と争い、中国よりも強力かつ有効な行政力を保持していたことを示している。

また、たとえばミシェル・フーコー（M. Foucault）の「統治理性」における権力と知の関係分析や後藤新平の台湾および満洲における植民統治の経験が示すように、近代国家の行政権は単に行政機構の設置に基づくものではなく、行政機関がその地の実情を詳細に調査し、行政運用に必要な統治の知を構築できるか否かにもよるのである⁽¹⁰⁾。したがって、日中両国の間島における行政権争いは、両国行政機関の地方調査および行政知識を比較することによって考察できる。

本論は以下の3部構成で論じることとする。最初に、1907年の間島におけ

る主権争いの際、日中両国が歴史的地理的調査を通じてどのように間島の空間的知識を構築したか、また中国がいかにして、呉禄貞の近代的学知に基づいた調査報告に依拠して主権を確立したかについて論じる。次に、中国が主権を確立した後、地方行政機関がどのように地域知識を生産したかを間島の地方志を通じて考察し、呉禄貞の近代的な調査および知識生産活動に比べて行政がいかん伝統的モデルに後退したか、同様に地方志に見る地域知識も伝統モデル化していたことを明らかにする。最後に、日本帝国各機関の間島調査報告を通じて、主権を有しない間島において日本がどのように調査を行い、地域知識を生産し、この地域の行政を有効に制御して地方の政経文化の発展を促進したのかを分析する。

1. 清朝末期日露戦争前後の日中両国による間島での行政機構の整備、調査活動、主権争い（1889—1908）

日露戦争後、間島をめぐる韓国と清朝との主権争いに日本帝国が介入した問題について論じる前に、清韓両国の間島における行政機構の整備について簡単に記しておく。前述のとおり、豆満江北岸の間島地域は1860年代以前は封禁地であり、正式な地方行政は設置されず、吉林將軍配下の寧古塔都統に属する琿春協領の管轄であった。1858年のアイグン条約によりウスリー川以東の地がロシアに割譲されると、吉林東部はロシア領に隣接するようになり、琿春の地理的重要性が高まった。このため清朝は1859年、琿春協領に副都統の称号を与えて抑止力を強化した。これが豆満江北岸の辺境防衛と整備の始まりである。

また、1878年、間島での漢人による開墾が次々と発見されると、吉林將軍銘安は官員を派遣して調査を行い税を課した。1880年には現在の延吉地域の高立嶺以西を新設の敦化县に編入し、高立嶺以東を琿春の管轄とした。同年、光緒帝の命を受けた吉林辺務大臣の呉大澂は、吉林東部に7,000人からなる靖辺軍を創設し、あわせて南崗（後の延吉庁所在地）に歩兵隊および騎兵隊各1大隊を配置した。これが間島における防備の始まりである。

1881年、清朝は琿春協領を副都統に昇格させるとともに、正式に封禁を解

除して琿春に招墾総局を設置し、漢人による開墾を許可することとなった。この時点ではまだ吉林の官僚は朝鮮からの流民による間島の開墾には特に注意を払っていなかった。1882年になると、呉大澂が進める漢人による開墾が思わしい成果をあげず、加えて朝鮮流民による越境開墾が無視できない規模になったため、その対処について朝鮮政府と協議を開始した。しかし問題は長引き国境画定問題へと発展し、1887年までに2度の共同現地調査と交渉がもたれたが解決に至らなかった。

1884年、清朝と朝鮮は「吉林朝鮮商民隨時貿易章程」を締結した。琿春副都統は、朝鮮の慶興府の住民がロシア人と往来し、朝鮮とロシアが通商を協議中であることから、ロシアが朝鮮を巧みに利用して吉林の国境に干渉してくるのではないかと警戒し、間島の和龍峪（現在の和龍市）などに税務機関を設置して商務の監督と民政の処理にあたらせた。1889年には、豆満江沿岸に私設の渡り橋があることが発覚した。ロシア人や朝鮮人が密かに川を越えて脱税や無断開墾を行うことを防ぐため、吉林將軍は上奏して水師營を設置したが、2年後には予算不足などの理由により廃止された。1890年から1894年にかけて、吉林將軍は豆満江北岸の朝鮮流民を編成して保甲制的管理を行い、開墾地に対して税を課し、行政機関を設けて開墾地の監督に当たらせた。これが間島の朝鮮人開墾民に対する清朝の公式な行政管轄の始まりである。

1900年、清国に出兵したロシアが東北を占領すると、韓国政府（李氏朝鮮は1897年に国号を大韓帝国と改め、1910年に日本に併合され滅亡した）はロシアの勢いを借りて朝鮮人開墾民の管轄権を主張し始めた。これに対し吉林將軍は間島の行政機構拡充を奏請し、1902年9月に延吉崗に延吉庁を新設し撫民同知1名を配置した。また延吉庁の下部組織として和龍峪に分防経歴1名を置いた。1903年には吉林省の吉強軍に4營を増強し、延吉地域に分駐させた。ちょうどその頃、韓国官吏の李範允が軍隊を率いて国境を越え、朝鮮人開墾民に対する管轄を強化しようとしたが、日露戦争勃発後ロシア軍が撤退すると、吉強軍と団練〔郷村の武装自衛集団〕に鎮圧されて撤退した。⁽¹¹⁾ 結局のところ、清韓間では豆満江北岸の正式な国境線は画定されず、日露戦争後、間島問題は日清間の領土主権争いへと変化していくのである。

次に、日本帝国が間島問題をどのように認識していたかについて論じる。

日本帝国は明治維新後、近代的な軍事制度を構築し、1870年代には隣国朝鮮および中国との戦争という可能性に備え、参謀本部などの機関を通じて朝鮮および中国の兵要地誌調査を開始した。1889年、参謀本部は『支那地誌』の一部として『満洲地誌』の編纂を終え、日清戦争前夜には国民の満洲に対する知識を強化するためにこれを公開発行した。同書からは、ロシア沿海州、朝鮮北部と隣接する吉林省東部地域について、当時の日本の理解がまだ限定的であったことがわかる。すなわちアイゲン条約、北京条約による領土主権の変動と琿春を中心とした豆満江流域の経済貿易状況には注目しているが、⁽¹²⁾ 間島の領土主権争いについては認識されていない。

しかし日露戦争後、日本の満洲地域に関する知識は顕著に増加した。参謀本部に出仕していた陸軍中佐の守田利遠は、戦争中に収集・調査により得た満洲の資料をもとに、3巻からなる新版『満洲地誌』を編纂し出版した。⁽¹³⁾ 注目すべきは、日清戦争後、三国干渉により遼東半島の割譲が実現できなかったとはいえ、日本の満洲地域への全面的野心はすでに明らかであり、本書においても下巻の最後の第七編、第八編で満洲地域の中で清朝の行政力が空白または限定的である地域を特に列举し、そのうち吉林省東部の「韓辺外」と「間島」については歴史的地理的縁故と現状を論じて、日本帝国がこの2地域に勢力を拡大し、それによって満洲の支配を強化しようとする意図が示されている。

間島問題について言えば、十数年前の『満洲地誌』とは異なり、この時点で日本帝国は清韓間の間島紛争と国境画定問題を完全に把握しており、さらに19世紀中期から後期のロシア帝国の拡張と清、朝鮮、ロシア三国間の地政学的変動との関連も熟知していた。守田利遠の間島に関する論述の要点は以下の2点である。第1に、現地の朝鮮人開墾民に対する調査と聞き取りを通じて、間島問題とその変遷を詳細に描写し、間島の主権は長期にわたる数十回の交渉を経てもなお清朝と韓国の間で帰属が定まらず、ほとんど「無主の境土」であると主張している。また、間島は清韓間における鎖鑰の地であり、韓国がすでに日本の保護国である以上、帝国は朝鮮人の権益を保護しなければならず、清朝と協議を行って当該地域の国境および主権の帰属を定めるべきである、としている。第2に、もとは清朝の領土であったウスリー川以東

にロシア帝国が設置した沿海州が間島に隣接しており、19世紀後半以降の朝鮮人の間島入植はロシアの奨励、支援と関係していると指摘している⁽¹⁴⁾。

日露戦争後、日本帝国と大韓帝国は1905年11月に乙巳保護条約を締結し、日本は韓国の外交権を掌握、1906年2月には漢城に韓国統監府を設置した。新版『満洲地誌』の間島認識は、帝国陸軍のネットワークを通じてただちに統監府に伝達され⁽¹⁵⁾、初代韓国統監の伊藤博文は、間島の韓国人の権益保護を名目として、1906年末、陸軍中佐・斎藤季治郎を所長に任命し、秘密裏に人員を組織して統監府臨時間島派出所を開設するよう計画させた。

1907年8月20日、朝鮮総督府は龍井村に臨時間島派出所を正式に開設した。同派出所には総務課、調査課、警務課、監察課、憲兵分隊などの部門が設けられ、各部門には日韓両国の所長、課長、課員、総巡、巡検、憲兵分隊長、分隊附、憲兵下士など総勢92名が配置されていた。その後、業務の増加に伴い職員も徐々に拡充され、1909年11月の派出所閉鎖時には305名に達していた⁽¹⁶⁾。

統監府は臨時派出所に次のような施政方針を指示していた。1. 韓清国境問題が確定するまで、間島内の韓国臣民に対しては在清国領事と同一の権能を以てこれを保護すること。2. 清国政府の間島の行政施設に対しては、急遽に之に抗争することなく、機に臨み変に応じて我が国の行政施設を進出させる方針を採ること。3. 間島に移住する日本臣民に関しては臨機の処置をとること。4. 緊急の必要がある場合には、韓国統監府守備隊長に出兵を請求することができる。5. 統監府派出所の設置地点は暫定的に決定されているが、必要がある場合には、現地到達後に設置地点のほか開設方法、時期などについても変更することができる。6. 派出所設置が公布され官制が発布されるまでは、暫定的に「統監府派出所執務内則」に従って執務すること。7. 間島開発のため、派出所と韓国会寧との間に電線を架設すること。また、派出所設置の地点において市街を建設し、日本人の移住を奨励し、農工商業の進歩発達を計ること。

注意すべき点は、間島派出所の具体的業務が清国各地の日本領事館と同様、管轄する臣民に関する行政事務全般をカバーしていたことである。たとえば総務課の担当業務は、文書管理、職員の進退、営繕、会計、収支決算に加え、

日韓臣民と外国人との交渉、制度沿革人情慣習の調査、住民の営業に関する事項、教育および宗教に関する事項、交通機関に関する事項などが含まれる。監察課は、韓国人の保護撫育、戸口調査、利権調査などを担い、警務課は派出所警衛、警察配置、住民の安寧秩序、伝染病予防および一般衛生に関する事項を担当した。調査課は、地質・鉱山の調査、農業・山林の調査、工業・土木・測量および気象観測、その他利源調査に関する事項を担当した。⁽¹⁷⁾

1909年9月の間島協約締結後、同年11月に間島派出所は正式に閉鎖された。1910年3月、派出所の行政文書が整理編集のうえ『統監府臨時間島派出所紀要』として出版された。開設から2年間の主な業務は同書に基づいて考察することができる。内容は、派出所の設置過程、組織、経費の説明のほか、以下の2種類の業務が記録されている。一つは間島の主権に関する調査と交渉記録である。「第一章 間島問題来歴」や「第五章 間島境界問題の研究」では、派出所側が歴史的地理的縁故を論拠として清朝側と交渉を行った過程が記録されている。なお、同時期に日本の参謀本部も漢学者の内藤湖南と法学者の篠田治策に間島問題の調査を委託して報告書を作成させ、日本帝国が間島の主権を主張するための歴史的、地理的、国際法的根拠を構築しようと試みている。最終的には主権の獲得には至らなかったが、注意しておくべき点である。⁽¹⁸⁾

もう一つは、間島の日韓臣民に対する行政管轄および間島に対する各種調査活動である。「第三章 間島踏査」では、清韓住民の比率、交通、清国政府統治の概況、住民の状態、物産および商業、将来に関する意見の提出などが記述されている。ここから、最も多いときでも305名しかいなかった派出所職員が、当時約13万人の間島住民に対し、その政治経済状況を詳細に調査し、さらにこれらの調査を通じて間島の経済発展をどのように推進していくかも計画していたことがわかる。たとえば「将来に関する意見」では、対外的な経済開発と間島内の経済発展の両面から具体的な案を提起している。まず、対外的には間島に隣接する朝鮮北部の清津を開港し、西日本の敦賀もしくは舞鶴との間に直接航路を開設する、としている。これにより間島を後背地として清津港との貿易を促進し、吉林東部、朝鮮北部、西日本の経済連携推進が期待できる。次に、間島内に軽便鉄道を架設し、逐次に本鉄道に改築する

ことを提案している。これにより朝鮮北部との経済連携を促進することができる。

また、「第六章 韓民の保護に関する施設」には、日本と韓国の官吏の配置、憲兵と韓国警察官の配置、韓人民心の慰撫、排日思想を有する韓人の取り締まり、清兵の暴行および不当な徴税からの韓人保護、住民の戸口調査と戸籍簿の調製、さらに教育、宗教、衛生、通信・交通施設、間島慈善病院などの社会事業、獣疫の予防、市場の開設、移住民の増加状況の調査などの行政事項が記されている。「第十一章 産業調査事業」でも、間島の農業、地質鉱産、商業に関する調査を行い、それぞれについて発展促進の方向性を示している。そして「第十章 間島西部踏査」には、間島西部でも韓国人の移住開墾が進んでいたことから、派出所が人員を派遣してこの地域の清国の行政、経済、開墾状況などを調査していたことが示されている。

最後に、「第八章 清国官憲の態度」では、間島派出所と吉林邊務公署の呉禄貞ら清朝官吏の双方の動きと相手への対応の過程が述べられ、清国の軍隊と警察官の間島への配置について詳細に記述するとともに、彼らがどのように間島派出所の施政を妨害したかについて具体的に論じている。また、清国官憲による「圧迫」に対する派出所側の対応についても言及されている。「第九章 清国官憲との重なる交渉事件」では、間島に関わる主要事件についての日清両国間の交渉過程が簡潔に記されており、天宝山事件、山林封禁事件、日清人争闘事件、里程標木抜取事件、我が憲兵の職務妨害の件、学校生徒に排日的訓示の件、韓人に対し弁髪易服強制の件など、合計20件が取り上げられている⁽¹⁹⁾。

本節の最後に、清国側の呉禄貞、宋教仁が発表した間島問題に対する著作について論じる。まず呉禄貞だが、彼は1897年に湖北武備学堂に入学し、翌年日本に派遣されて陸軍士官学校騎兵科で軍事を学んだ。清国留学生1期生である。留学中は孫文の影響を受けて興中会に加入し、民主革命に参加した。帰国後は湖北将弁学堂で軍事教官を務めつつ密かに革命思想を広めていた。その後、清朝が練兵処を設立して軍事の人材を募集し、呉禄貞は同処の騎兵監督に任命された。1907年7月、東三省が設置されると、8月に初代総督の徐世昌に従って奉天に赴き、軍事参議に就任した。ちょうどそのとき、韓国

統監府が臨時間島派出所を開設するという情報を得た呉禄貞は、徐世昌に対応策を建議し、徐は彼を調査と防衛計画策定のため現地に派遣した。同年10月、延吉に吉林辺務公署を設置することが決定、陳昭常が吉林省都督に任命され、呉禄貞は辺務幫辦としてこの任務にあたった。

呉禄貞は間島の主権の確固たる根拠を得るために、「上は史籍を調べ、中は境界標を検め、下は世論を採取する」という方法を用いた。すなわち、自ら吉林に赴き延辺地域の境界画定に関する書籍や史料を精査し、東三省陸軍督練処職員の周維楨と李恩栄および測量・製図係6名を率いて間島の清韓国境地域に入り、測量機器と歩測を併用して国境延辺地域を実地踏査し、地理地勢、山脈の走向、河川の源流を一つひとつ明記するとともに、縮尺50万分の1の「延吉辺務專図」を作成した。その後、呉禄貞はこの調査資料を『延吉辺務報告』としてまとめ、同地域が中国の領土であることを明確な史実に基づいて論証した。この報告書は1908年4月に官製資料として奉天学務公所から印刷出版された。

また、呉禄貞は辺務幫辦大臣在任中、延吉に常駐して軍事機関を基盤に地方行政も行った。国境の要地に兵を配し、民兵を組織し、韓国開墾民を安撫することで、日本側の間島派出所による軍事・行政的展開に有効に対処しようとしていた。この時期、清国政府は日本帝国とたびたび交渉を重ねていたが、呉禄貞が外務部の依頼により起草した日本への返答用要約では、日本側のいう「間島問題」の詭弁に反駁し、その結果、前述のとおり、日本側は呉禄貞の調査報告と地図資料に反論することが困難であったことなどから、清朝が他の満洲権益問題で一定の譲歩を受け入れると、1909年9月、「間島に関する日清協約」を締結するに至った⁽²⁰⁾。協約の主な内容は次のとおりである。「図們江を清韓兩國の国境と定める。江源地方においては定界碑を起点とし石乙水を以って境界とする。日本は延辺の四つの商埠地に領事館を設置できる。韓民は引き続き間島に居住できる。延辺の韓民は清国の法律に従うこととし、重大事件については清国は日本側に通報し、日本側は調査、介入する権利を有する。延辺の韓民は清朝の法律のもとで清国人民と同様の保護が与えられる。武器を携えて越境することは禁止され、商業的往来は許可される。韓国鉄道が満洲に延長される場合（韓国会寧から清国吉林まで）は、日本は

それを建設する権利を有する⁽²¹⁾」。

次に、『延吉辺務報告』の地域知識面の特徴について論じる。この書は全8章からなり、順に以下のように構成されている。第一章 延吉庁疆域〔国防防備の要地〕の歴史、第二章 延吉庁建設の沿革、第三章 延吉庁の地理、第四章 韓民の越境開墾の経緯、第五章 吉韓境界画定の経緯、第六章 日韓謬説の訂正、第七章 日本人が延吉を経営しようとする理由、第八章 日本人による延吉経営政策。

呉禄貞は序文の中で、各章の紹介のほかに同書を編纂した背景と由来について説明し、次のように述べている。

「わが朝が興ると、東北に隣接する韓国は臣従し、わが朝はこれを庇護していた。山河国境の区分は往々にして差別しないが、それに他意はなく、単にもろもろを属国とみなしているからにほかならない。しかし、韓国の政治が乱れ、国力を衰退させるにつれ、内では王族の派閥争いが起こり、外では強力な氏族や豪族の抗争が激しくなった。列強はこれを虎視眈々と見つめ、隙を突く機会をうかがうようになった。日露戦争が終わると、日本の韓国への勢力拡大は日を追って強固となり、次第にその侵略の野心を露わにした。彼らは図們江の北の農産物の実り、夾皮溝の金鉱の富、長白山の森林資源の豊かさを羨むと同時に、それを手に入れれば海參崴〔ウラジオストク〕の背後を抑え、ロシアの左腕を断つことができると考えた。かくしてその視線は延吉に集中し、あたかも延吉を放棄すれば進出の拠点がなくなるかのようである。……わが朝廷の地理学者の著述もまた、南を詳述し北を簡略にし、古に明るく今に昏いものが多い。日本人はこれを知っていたので、初めは間島という名称を別に作り、続いて朝鮮の領域に組み入れた地図を作った。図們江は天然の国境であり、動かし難い事実であったため、彼らは『土門』などの同音の誤りを借りて、万国の視聽を惑わせようとしたのである。その企みたるや実に狡猾というほかない」。

この報告書を詳細に見たところ、その知識の性質には以下のような特徴がある。1. 清朝がこの地に主権を有していると証明する論述において、歴史的文献と現地調査資料を根拠とし、歴史的考証（第一章）、地理的変遷（第二章）、および清初以来、特に後期における行政の構築（第二章）から強力

に論証している。さらに、韓民の越境開墾の経緯、清韓間での複数回の国境調査と交渉、日韓両国の豆満江国境に関する謬説に対する反論などを通じて、延吉の主権が清朝に帰すべきであることを仔細に証明している。2. 日本が延吉に対し積極的に侵略、経営を試みた理由について、地理、地利、植民地戦略、政治、法律の各要因から多角的に論じている。特に地理的な分析は深く、兵要地志から延吉と吉林、奉天、朝鮮、ロシア沿海州との地政学的関連について詳細に論じている。また政治的、法律的要因については、呉禄貞は清朝末期の官僚たちが韓民の越境開墾を知らながら警戒心に欠け、防備や統治を積極的に行わなかったことを批判している。たとえば、国籍法を制定しなかったこと、韓民の土地権を制限しなかったこと、韓民の違法行為をまったく検査、管理しなかったこと、裁判権の統一が図られなかったこと、納税義務はあるが徴収が機能しなかったことなどを挙げ、間島問題勃発の原因となったとみなしている。こうした反省もまた意味深いものといえるだろう。

地利に関しては、主に守田利遠の『満洲地志』における延吉の鉱産、林産、農産、猟産、漁産の記述を参考にして日露戦争後に日本人が延吉を遊歴し調査した結果について論じている。これは、日本の学知を通して延吉の産業発展の可能性を間接的に認識していたことを示している。しかし、同時期の『統監府臨時間島派出所紀要』と比較すると、呉禄貞は守田利遠の調査結果を単に引用したにすぎないことがわかる。自身が管轄する延吉辺務公署には日本のような実地調査が行える専門的技術者がおらず、派出所紀要のように具体的な経済発展の方向性を示すことができなかった⁽²²⁾のである。

間島の主権問題を論じる研究においては、もう一人の日本留学経験者である革命家宋教仁の著書『間島問題』もよく取り上げられる。同書は、歴史的、地理的考証、延吉における清朝の行政機構の整備および韓民の越境開墾に関する議論は呉禄貞の書ほど詳細ではない。しかし、日本で軍事を学んだ呉禄貞が諸般の論証によって清朝の主権を強調するも、不得手とする国際法の文言による論証はないのと反対に、日本の法政大学で学んだ宋教仁による同書は国際法について深く考察しており、また日本語の調査資料を参照して延吉の交通建設と産業発展について分析している点なども呉禄貞の書より深い内容となっている⁽²³⁾。

2. 間島協約締結後の中国東北政権による間島での行政機構の整備と地誌編纂（1909－1931）

1909年、清朝と日本が間島問題を交渉していたこの時期、清朝は吉林東部における地方行政機構の整備を加速させた。同年4月、旗制の色彩を残していた琿春副都統を廃止し新たに琿春庁を設置、和龍峪を和龍県に昇格し、延吉庁を延吉府に昇格、さらに延吉の東に汪清県を新設した。あわせて吉林東南路兵備道を新設し、その治所を琿春庁とし、綏芬府、東寧庁、敦化県、穆稜県、額穆県、琿春庁、延吉府、和龍県、汪清県を管轄するものとした。8月にはこれを分巡吉林東南路兵備道に改称し、その後治所を局子街（現在の延吉市）に移した。これ以降、延吉は琿春に代わって延辺地域の統治の中心となる。

1909年9月、間島協約が締結され清朝は間島の主権を確立した。しかし、延吉、琿春、汪清、和龍の4つの行政区画に変更はなく、1932年の満洲国成立まで大きな行政区画の変動はなかった。中華民国成立後の1913年2月に全国的に府、州、庁が廃止されて県に改編され、このとき吉林東南路兵備道は吉林東南路観察使に改められ、従前の延、琿、汪、和など8県を管轄した。1914年6月には東南路観察使はさらに延吉道尹に改称される。1929年2月、延吉道尹を廃止し延吉交渉署を設置、延吉、琿春、汪清、和龍の4県の行政および外交事務を監督させる。同年9月に延吉交渉署を廃止し、延吉市政籌備処および延、琿、汪、和4県の行政督察公署を設置した。⁽²⁴⁾

また、間島協約締結前後の延吉地域における行政の変遷に関しては、先に述べた1907年10月に設立された延吉辺務公署の変革も論じる必要がある。前述のとおり、呉禄貞は延吉辺務幫辦大臣として赴任中、実地調査と報告書作成に加え、延吉の軍事防衛と行政統治を強化した。しかしその功績が吉林辺務大臣から吉林巡撫へ昇進した陳昭常に警戒され、「功を擅ひとりじめにした」と讒言され、延吉辺務責任者の地位から外されることになった。ところが後任の傅良佐が凡庸であったため、清政府はやむなく1909年6月に呉禄貞を再度起用し、陸軍協都統、延吉辺務幫辦に任じて延吉に駐在させた。2度目の就任後、呉禄貞は清政府に上奏して新軍1鎮を置き、防衛力を強化することで日本と

の交渉における後ろ盾とし、同年9月の協約締結時には間島の主権維持に成功した。

しかし1910年2月、清政府は呉禄貞が革命に関与している疑いがあることを察知し、経費不足を理由に延吉辺務公署を廃止して呉禄貞を北京に召還した。⁽²⁵⁾延吉辺務公署廃止後は、国境主権交渉が終結し非常事態が解消されたことから、清朝および吉林省政府は延吉の防備と行政を重視しなくなり、間島の行政も他の地方と同様、各庁、県によって運営されることとなった。清末のこの時期はあらゆる面で明治維新を模倣して、警察、教育、郵便などで光緒新政を推進していたのだが、官吏はいずれも科挙による登用または科挙以外の伝統的ルートで登用されたものたちで近代行政の専門性を欠いていたため、その統治方式は伝統的な家産官僚制同様の放任行政を維持するものであった。

続いて、間島協約締結から満洲事変までには出版された、延吉、琿春、汪清、和龍4県の地方志を通して、清末から民国期にかけての間島の行政運営と地域知識を分析する。まず省レベルの地方志における間島の記述を取り上げる。これは、東三省全体を範囲とする地方志と吉林省を範囲とする地方志の2種類に分けられる。東三省全体を対象とした地方志の中で間島について記している最初のもは、徐世昌が編纂を指揮した『東三省政略』である。同書は徐世昌が東三省総督を離任した後、1911年に完成させた大型の政書で、総督在任中に推進した新政の実録が詳細にまとめられている。その内容は、東北辺務、蒙務、交渉、軍事、民政、財政、実業などで、合計20万字に及ぶ。このうち辺務巻と交渉巻には、徐世昌が呉禄貞を派遣して間島問題を調査させ、この地域の主権を獲得した際の文書と過程が詳しく記されている。しかし、その内容は呉禄貞の『延吉辺務報告』を超えるものではなく、かつ間島の地方行政の実際的な運営に関する記述は含まれていない。⁽²⁶⁾

2冊目は、1915年に出版された徐曦の『東三省紀略』である。徐曦はかつて東三省軍事督練処に勤務し、その職務上の便宜により東三省に関するさまざまな事柄を知ることができ、見聞きしたことおよび収集した図書、文書を後に編集して一書にまとめた。同書には疆域紀略、山川紀略、海疆紀略、辺塞紀略、鉄路紀略、附録が含まれ、全10巻、約20万字から成る。『東三省政略』

の辺務卷、交渉卷と同様、編集の重点はロシアと日本帝国が国境地域の主権の侵害、鉄道の敷設と経営権の掌握を通じていかに東北を蚕食したかに置かれている。また『東三省政略』ほかと同じく、本書もその文脈の中で間島問題に触れてはいるが、その分析はやはり呉禄貞の論じた主権論争を超えるものではなく、かつ伝統的な地方志同様、間島の地方行政実務や地域知識には言及していない。⁽²⁷⁾

吉林省を範囲とする地方志については、1909年以降の民間で編集された吉林省誌を論じる前に、まず清末の1896年に完成した最初の官製吉林地方志『吉林通志』について簡単に述べる。同書は吉林將軍長順の監修、李桂林の主編で、約130万字、全122巻のほか地図1巻を備える。体裁は伝統的地方志の形式で、聖訓、大事、沿革、輿地、食貨、経制、学校、武備、職官、人物に分けられ、このうち「食貨志」には戸口、田賦、屯墾、物産、土貢が収められるなど『盛京通志』にならって編纂されている。1826年に完成した『吉林外記』と1880年代の『吉林志略』という二つの地方志と比べると、これらには間島地方に関する記述が一切ないのに対し、1896年完成の『吉林通志』では「卷三十一上 食貨志四 屯墾篇」の中で初めて間島問題に関する記述が現れる。しかしその内容はきわめて簡略で、間島問題全体の経緯や清朝と朝鮮の交渉過程を理解することは難しい。⁽²⁸⁾

1909年以降の吉林省誌に立ち返ると、1909年以降1931年までの間に編纂された吉林に関する志書は官民間わず二つしかない。この二つは『吉林地志』と『鶏林旧聞録』という簡略な志書で、いずれも吉林吉長日報に勤務していた魏声蘇が1913年に執筆、出版したものである。魏声蘇は吉林吉長日報在職中、吉林の歴史地理の研究に勤しみ、公務の余暇にこの2冊を著した。『吉林地志』は個人編纂による地志の伝統的な形式で、中華民国初年に吉林省が管轄していた37県について、県ごとに地名、沿革、地理地勢を記述している。

同書では延吉県、琿春県、汪清県、和龍県の4項目において、それぞれ地名の意味、沿革、地勢などについて簡略に叙述しているが、各県が300字程度の長さである。間島の中心である延吉県の「地勢」の項を例にとると、次のように記されている。「清朝末期、この地は国防上の要衝と見なされていた。〔延吉が落ちれば〕東への道が途絶し、図們江流域が緩衝地帯となり、西は

白山北麓を揺るがし、松花江の上流を失い、北が敦化を下せば、吉林省の東半分は二分される恐れがある。庚子年の義和団の乱の際、ロシア軍は琿春、延吉から進軍し吉林に至り、西へ長駆して、これを阻める者はいなかった。吉林の国境事情を論ずるにあたり、まずこのことを挙げねばならない。琿春の要害がすでに失われたため、次善の策として延吉の防備を厚くせざるをえなかった。しかし今や韓国人移民が次々と来たり、客分が主を奪う勢いで、門戸開放により状況は一変している。現在、延吉、汪清、和龍の三地域の住民十九万人のうち、韓国人が十五万人を占めている⁽²⁹⁾。こうした簡略な内容は前述の各書と同様、辺境情勢の危うさを認識する助けにはなるが、この地を治める者がどのように行政を行い経済を発展させてこの地とその住民に真の利益をもたらし、この地の行政権を根本から打ち固めるか、については依然言及していない。

もう一つの『鷄林旧聞録』は吉林の歴史・地理的来歴を記録した書で、内容は歴史、地理、民族、政治、物産、交通、人物など多方面にわたり、やはり個人が編纂する志書の伝統的形式で構成されている。同書における間島地方の記事は、主に第一篇「鷄林旧聞録（一）」に収められている。ここでは、清末のアイゲン条約によって黒竜江、吉林の国境地帯が割譲されて以降の、間島問題を含む吉林国境地域の沿革を詳しく説明している。これには、呉大澂が吉林辺務大臣として吉林に赴き国境を測量し防衛線を築き開墾を奨励したこと、間島における韓民の越境開墾をめぐる紛争およびそれに対処するため清朝が間島地域の行政機構の整備を強化した経緯などが含まれる。しかし前述の諸書と同じく、間島主権問題の記述は呉禄貞の論証を超えることはなく、行政組織の設置以外には、間島をいかに統治し発展させるべきかという政策的な論述は見られない⁽³⁰⁾。

次に、間島地方の延吉、琿春、汪清、和龍4地域の地方志について述べる。東北地方志の研究によれば、この4地域のうち、比較的早く行政組織が設置された延吉と琿春は清末から民国時期にかけて地方志が編纂⁽³¹⁾されている。一方、1909年に初めて県が設置された和龍と汪清では地方志の編纂がまったく行われず、改革開放後の1980年代になってようやく編纂、出版された⁽³²⁾。

まず延吉県の地方志について述べる。1908年に呉禄貞の『延吉辺務報告』

が出版されて以降、延吉で編纂された地方志は民国3年（1914年）に完成した『延吉県志』のみである。編纂者は不明で、手書きの謄写版印刷が伝わるのみ、かつ官吏の序文も編纂過程の説明もない。しかし体裁から見ると官製地方志に類し、おそらく地方志の草稿であったが、何らかの理由で正式な地方志として完成できなかったものと思われる。この『延吉県志』は、疆域、土地、戸口、財政、警務、実業、教育、交通、礼俗、外交、禁煙、雑誌の12巻からなる。巻末には前述の呉禄貞編著『延吉辺務報告』1冊が付されている。内容は簡略で頁数も少なく、数頁の簡潔な地図を除けば合計60頁足らず、約3万字に過ぎない。『延吉辺務報告』を含めれば約15万字となる。⁽³³⁾

以下に『延吉県志』の「戸口」、「警務」、「実業」、「交通」の記述を取り上げ、延吉県の地方行政機関が把握していた地域知識を分析し、それに基づいて当時の地方行政権の運用の特徴について論じる。まず「戸口」部分には、「延吉は朝鮮に隣接し、土地は広く人は少ないが、近年人口は日増しに増加している。加えて鮮人の越境開墾が華人の数倍に達しており、戸口調査は極めて重要である」と記されている。しかしこの人口職業統計は明らかに精度に欠ける。女性の統計がなく、男性の職業統計にも問題があり、職業を有する男性の数が総人口のわずか41.16%しかない。男性の幼児を差し引いたとしても、壮年人口が多い新しい開拓地でこの低い割合は考えにくい。

また、延吉県の戸口統計には韓国人移民の資料もあるが、こちらもやはり職業統計において幼児や無職の高齢者を除外しているのかどうかといった分類方法が明示されていない。同時期の日本領事館による同種の統計と比較すると、調査の分類や精度はまったく及ばないといえる。⁽³⁴⁾ また韓国人移民について「みな中国籍に入っていない。清の国籍条例は、外国人はすべて削髮易服して初めて入籍することができると定めていた。民国国籍法は昨年公布されたが、一つには制限が厳しすぎ、もう一つには公布から日が浅いため、多くが未入籍であり、入籍者はごくわずかである」と書かれている点も注目に値する。

以上の戸口統計から、呉禄貞や宋教仁が間島問題の解決にあたり、日本帝国の間島侵略に真に抵抗するためには地方行政機能を強化しなければならないと提起していたにもかかわらず、実際には1914年、間島の中心地域であっ

た延吉県でも中国の他の地方と同様に基本的な戸口調査力を欠いていたことがわかる。また、韓国人移民は全員中国に帰化させて有効に統治することが提唱されていたものの、⁽³⁵⁾実際には成果がなかったことも見て取れる。関連研究によれば、清末以来中国政府は朝鮮人を帰化させる方針を強力に推進し、入境と帰化を制限し始めたのは1929年、東北情勢が変化してからであった。つまり、ここで提起した1914年の延吉県に限らず、清末から民国期の間島各地においても戸口調査の実行効果はほとんどなかったということである。⁽³⁶⁾

次に「警務」部分では、1906年11月に間島4県に警務機関を設置したこと、警務人員の職能を向上させるため巡警教練所などの警察教育機関を設置した効果が極めて限定的であったことが記載されている。警務全体の評価として、「延吉警務の現在の状況は、範囲が狭く、形式的には完備しているが精神面ではふるわない。警務の予算が少ないため人員が不十分で、国境の山林地区は匪賊が不規則に出没し、警察の掃討も往々にして手が回らない。加えてこの地は朝鮮と隣接し、警察行政が外交にも関わり、処理に疎漏の恐れがある。警察を大幅に拡充しようとするも経費を調達するすべがない」⁽³⁷⁾と述べられている。

「実業」部分は農業、林業、漁業、鉱産、工業、商業、園芸の各項目からなるが、いずれも数行から多くても8行の簡単な説明にとどまっている。説明からは、延吉県には専門的な経済行政と呼べるものがなく、政府は県内の産業状況を把握できず、産業発展に関する政策構想も皆無であったことがうかがえる。これも日本帝国の関連機関が間島の産業状況を把握し、産業発展政策を企画実行していたこととは大きく異なる。⁽³⁸⁾

最後に、「交通」部分は鉄道、郵便、電報線、道路、橋梁などの項目からなるが、「実業」と同様、各項目は数行の簡単な説明しかなく、日本帝国の地方調査報告のように交通状況を詳述し、地域産業発展のために交通施設をいかに拡充していくべきか具体的に計画を示しているわけではない。⁽³⁹⁾

次に、琿春の地方志について述べる。吉林文献史の専門家李澍田が整理したところによると、清末から民国期の琿春の史志は、『琿春県志』、『琿牘偶存』、『琿春瑣記』、『琿春地理志』の4種、ただし比較的詳細で参考に値するものは民国期の官製地方志『琿春県志』のみで、他の3種は簡略でほとんど参考

にならない。⁽⁴⁰⁾

『琿春県志』は琿春県知事の朱約之と崔龍藩が監修し、県誌編查所所長で教育局長の何廉忠と留吉委用分発奉天県佐で清の貢生の梅文昭、吉林省公署第四科課長で清の優貢生の魏声穌が総纂を務め、1927年に完成した（1931年まで一部の内容が補足されている）。3名の総纂者のうち魏声穌は前述の『吉林地志』の作者である。『琿春県志』は全23巻、輿地、建置、民族、田制、職官、武備、警察、財賦、教育、実業、交渉、考選、自治、法団、交通、人物、礼俗、賑恤、宗教、物産の諸篇が設けられている。伝統的な地方志と比較すると、民族、警察、教育、実業、交渉、考選、自治、法団、交通、宗教が新しい篇目である。

これらの篇目の内容を見ると、1927年に編纂を終えていたとはいえ、内容と記述方式は伝統的⁽⁴¹⁾地方志を踏襲しており、次章で論じる日本帝国の地方調査報告が備える行政の実務性、専門性と比べると、やはり大きな隔りがある。県志に記された地域知識の内容と提示方法から、当時の琿春県の地方行政は伝統的モデルに偏っており、その統治の権力運用方式は散漫で、地方社会に深く入り込むことはできず、地域産業の発展や政治経済文化の近代化を促進することも難しかったことが読み取れる。

3. 間島協約締結後の日本帝国の間島における 行政機構の整備と調査報告の作成（1909－1931）

間島協約締結後、日本帝国は2か月足らずで延吉龍井村の統監府派出所を廃止した。しかしこれは同地域に対する日本の行政干渉を妨げるものではなかった。なぜなら清朝は日本が間島総領事館を設置し、さらに間島の各商埠地に領事分館と警察署を設けることに同意したからである。日本帝国の間島における領事行政について論じる前に、その満洲地域における領事館設置の沿革を見ておこう。

清朝はアヘン戦争後、対外通商を順次許可し、外国が在華の自国民を管轄し、外交通商事務を処理できるよう、条約港に領事館を設置することを認めた。各国はまた自国民の領事裁判権も有していた。満洲で最も早く開放され、

外国領事館の設置が許可された場所は、1861年に天津条約に基づき開港された營口港（牛莊）である。しかし日本は東北との通商が活発ではなかったため、1876年によく同地に領事館を設置し、それも現地の英国人、米国人などに名誉領事として関連事務を補佐するよう委託していた。日本人領事を置くようになったのは日清戦争後、満洲と貿易を展開するようになった1897年のことである。日露戦争後、日本は関東州と満鉄沿線に関東都督府と満鉄という二つの植民機関をおいたほか、満洲各地の日本商人の管理および貿易、外交関係の促進のために、満洲各地（特に勢力範囲である南満洲）に積極的に領事館を設置し始めた。1906年から1908年にかけて、順に南満洲の安東（丹東）、奉天、鉄嶺、遼陽、新民屯、長春、吉林、北満洲のハルビン、チチハルの各通商地に領事館、領事分館、出張所を開設した。その後も日本人の満洲流入と日滿貿易の拡大にともなって、各地に領事館が増設されていった。⁽⁴²⁾

間島については、清朝は貿易促進の考えから、1905年末に日本と締結した満洲善後条約において琿春を、1909年9月の間島協約において龍井村（現在の龍井県）、局子街（現在の延吉市）、頭道溝（現在の和龍県）、百草溝（現在の汪清県）をそれぞれ開放し、これにより日本は間島各地で領事館を開設する権利を得た。日本は1909年11月にまず龍井村と局子街にそれぞれ間島総領事館と局子街分館を開設し、続いて頭道溝（1910年4月）、琿春（1910年12月）にも領事館分館を開設した。その後1922年10月には百草溝にも分館を開設している。⁽⁴³⁾

間島に広く領事機構を設けたことにより、日本帝国は引き続き同地で韓国人移民および日本人に対する領事裁判権を行使することができたが、領事裁判権が行使できるのは訴訟案件のみであり、その効力は限定的であった。にもかかわらず、領事館の限られた外交人員のもとで韓国人、日本人に非公式の行政権を行使し、さらには同地の清国人（満人、漢人）の行動も一定程度監督することができたのは、日本帝国領事館の警察権の特別行使によるものであった。この点には十分な注意を要する。清末から民国の時期、西洋各国は通商港において租界内に設置した領事管轄の警察機構を除き、一般の通商港領事館には警察機構を設置していなかった。しかし日本は清末以来一方的に「領事裁判権があれば警察権がある」というロジックで、日本人移民の保

護を口実に、領事館に警察機構を設けることを中国政府に認めさせた。こうした外務省警察は中国各地の政治、経済、軍事などに影響を及ぼし、中国各地において日本帝国の侵略の先兵となったのである。⁽⁴⁴⁾

このほか注意に値する点は、日本は各領事館に領事館警察を設置していたが、外務省の予算の制限から多くの領事館で警察人員数は限定的であった。ところが日ロ戦争後は南満洲と東満洲（間島）の領事館警察人員数が他の領事館に比べて不釣り合いに多いのである。これは後藤新平の満洲植民策と密接な関係がある。彼は1908年から南満洲の警察行政権の統一化を提唱していた。その主張によれば、南満洲地域の日本帝国臣民は通常、関東都督府警察が管轄する関東州および満鉄附属地以外の領事館管轄区域で活動しているが、日本領事館管轄下の帝国臣民はまた関東都督府管轄区域でもしばしば活動している。これを根拠として、外務省の反対を抑えて南満洲における警察行政統一案を推進し、関東都督府が領事館警察をも同時に管轄できるようにするとともに、その予算をもって南満洲各地の領事館に警察を増設したのである。その後、朝鮮総督府もこれにならい、間島で活動する抗日朝鮮人を効果的に監視するためという理由で間島領事館と協力して警察行政に関する事柄を処理し、かつ財政的補助によって間島の各領事館の警察人員定数を引き上げた。その結果、間島領事館の警察人員数は領事人員数をはるかに上回るほど増加し、また朝鮮総督府と密接な協力関係を維持するようになった。⁽⁴⁵⁾

このほか、日本帝国が延辺地域の大量の韓国人開墾民を有効に統括し、その経済発展を援助できた理由は、日本帝国が移民居住地の日本居留民会を模して間島で大々的に設立を支援した「朝鮮人民会」（朝鮮民公会、朝鮮人居留民会）のような組織とも関係がある。間島各領事館の日本警察（一部韓国人警察も含む）はこうした協力団体を指揮し監督することによって、朝鮮人の反日運動を効果的に鎮圧できたと同時に、各種の経済発展政策も有効に推進することができたのである。⁽⁴⁶⁾

ここからは、日本帝国各機関による間島調査報告の内容と形式の分析を通じて、日本帝国がどのように非公式の行政権を運用して間島の地域知識を獲得したのか、またその地域知識を同地域における政治経済的な支配力を強化するためにどのように用いたのかについて論じる。初めに間島領事館の3種

類の報告を取り上げる。第1は領事館警察が作成した間島に居住する日本帝国臣民の職業人口統計資料である。在外日本領事館の基本的な行政業務は管轄範囲の日本帝国臣民の人口および職業統計を正確に把握することであり、日本外務省は1908年から毎年関東州および満洲各地の在留本邦人の人口統計資料を作成し、外務省通商局が発行する『通商公報』に掲載していた。これらの統計資料はまた領事館が日本（台湾、朝鮮植民地を含む）人を管理し、彼らが中国で発展するよう助けるために必要な基本情報でもあった。領事館の人口調査にはほかに原籍、移住の理由、家族状況、財産状況、土地営生方式などの資料が含まれている。⁽⁴⁷⁾

第2は日本の近代警察と同様に間島領事館警察も日常業務に関する文書報告を公文書管理規則に照らして適切に保存しなければならず、これらの文書は警察の当直勤務および関連政策策定時の参考資料とされた。日本外務省は1937年に『外務省警察史』の編纂を始め、この文書のうち重要なものを同書に組み入れたため、現代の研究者はこれらの資料を通じて間島警察署の勤務状況を知ることができる。それによれば、間島警察は日本内地や植民地の警察と同様、管轄範囲の韓国人および日本人の生活に深く関与している。また間島領事館がいかに朝鮮総督府と連携して間島の朝鮮逃亡義兵や朝鮮共産党などの抗日分子を監視していたか、また、奉天派の張作霖ら東北政権にいかんにか圧力をかけて朝鮮抗日分子の取り締まりと鎮圧に協力させたか、などを知ることができる。⁽⁴⁸⁾

第3は、外務省通商局が間島各地の領事調査報告を参照した上で編纂した間島各地事情であり、近代的な統治の知に富んだ間島地方志といえる。⁽⁴⁹⁾これらの報告は詳細な一般統計資料を含むほか、間島の各時期の一般行政、経済貿易、交通などの基本的情報も把握できるため、当時も現在も間島研究に最も頻繁に引用される間島知識の源である。以下に『満洲事情第2回第2輯（間島 局子街 頭道溝 琿春）』（1920年）からその知識形式を簡単に分析する。緒言によれば、外務省通商局は満洲各地の領事館が定期的にあげてくる管内状況報告を参照し、1909年に『第一回満洲事情』を編輯発行したが、11年を経て各地の情勢がかなり大きく変化したため、再び各領事館の管内状況報告を集めて整理し、『第二回満洲事情』を出版した、とのことである。

第一巻中の間島総領事館管轄区域、すなわち龍井村の状況報告を例にとると、それは以下の16章からなる。第一章は名称地勢面積人口および職業の概要、第二章は管内の特長、第三章は衣食住の状態、第四章は気候並びに衛生、第五章は貿易、第六章は商業および市場、第七章は工業および鉱業、第八章は林産、第九章は農業および牧畜、第十章は金融並びに度量衡、第十一章は交通および通信、第十二章は各商埠地の状況、第十三章は公私の施設（教育／宗教／官衙、軍隊、および公共団体）、第十四章は土地家屋の売買並びに賃貸借価格およびその慣習、第十五章は普通労働者の賃金および物価、第十六章は本邦人の着目すべき事業、である。第一章は地名、地勢、面積、人口、職業について簡潔に説明し、統計数字を表にして示している。第五章貿易では、貿易系統、主要市場における出入貨物の経路別歩合、龍井村貿易状況、重要輸出入品の消長、輸入税率の改訂と関税減率の当地方貿易界に及ぼす影響などを記述し、やはり必要に応じて統計数字を証左として挙げている。

続いて、朝鮮総督府の間島関連調査報告を取り上げる。1910年10月に韓国統監府を引き継いで設立された朝鮮総督府は、当初から朝鮮北部豆満江北岸に隣接する間島の情勢に注意を払ってきた。その主な理由は三つある。一つは前述のとおり国境を越えて移住する朝鮮人開墾民が大量におり、国境の安全からも国境を離れる朝鮮人の管理からもこの地の情勢の進展には注意する必要があった。二つ目の理由は、1894年の日本帝国の朝鮮侵略開始以来、すなわち東学党の乱の鎮圧、日清戦争の発動から1919年の三一独立運動に至るまで、朝鮮半島は日本の侵略に抵抗する大規模な民衆武装闘争が断続的に勃発した。そしてこれらの抗日活動家の多くが鎮圧を逃れて間島に隠れ住んだ。さらに1920年代にコミンテルンが朝鮮に左翼思想を伝播させると、多くの朝鮮共産党員もまた間島で活動するようになった。このため朝鮮抗日活動家の鎮圧という面からも、朝鮮総督府は間島の朝鮮人の動向を全面的に掌握する必要があったのである。⁽⁵⁰⁾ 三つ目の理由は、朝鮮総督府が半島北部の経済発展を図る上で、間島の交通・経済建設と朝鮮北部経済との連携発展、および朝鮮北部と日本経済との連携拡大は、朝鮮経済政策の重要な要素であった。⁽⁵¹⁾
⁽⁵²⁾

朝鮮総督府は間島各領事館の警察行政事務を支援することによって間島の

朝鮮人を常時監視すると同時に朝鮮人と日本人の経済発展を支援したほか、満鉄と積極的に協力して、間島の吉会鉄路などの敷設を調査、計画した。その一方で朝鮮総督府自身の各機関も間島に対して各種の調査活動を行い、情勢を把握するとともに具体的な政治・経済・文化政策を策定した。この調査活動は大きく3種類に分けられる。第1は、朝鮮総督府の各統計資料の中に間島地域の施政関連データを固定的に収録したことである。たとえば統監府は第二次統計年報から間島の警察行政の経費予算などを組み入れている⁽⁵³⁾。その後朝鮮総督府年報は間島の各種の施政統計も継続的に記録している。たとえば朝鮮総督府統計年報第四次（1911年3月）には、間島の普通学校教育、郵便貯金額、電報回数・種類などのデータが掲載されており、警務費用の中には間島の派出所に派遣された警官らの経費、さらには間島への獣医配置費用まで記載されている。朝鮮総督府の間島行政への関与が深まるにつれて、統計年報にはさらに多くの間島関連統計が収録されていった⁽⁵⁴⁾。

第2は、朝鮮総督府の国策銀行である朝鮮銀行調査部が1920年から発行した半月刊機関誌『朝鮮事情』に、創刊から毎号間島関連記事を掲載したことである。1923年4月からは「国境事情」欄で毎号およそ3頁にわたり間島報告を固定的に掲載し、現地の状況、特に間島と朝鮮北部の経済・貿易状況を分析し、しばしば官民の調査報告を掲載して、間島の産業発展をいかに支援すべきかを論じていた⁽⁵⁵⁾。

また、日本と韓国の財界が共同で設立した国策会社・東洋拓殖株式会社も、間島領事館が経済援助と韓国人移民救済のために設置した龍井村救済会の管理を1918年に引き継いだことから、間島の実情について詳細な調査を行っている。たとえば同社の京城支店は『間島事情』を編纂している⁽⁵⁶⁾。このほか、朝鮮銀行は間島の朝鮮人居留民会が金融貸付業務を営むための資金を融通していた関係で、間島の経済・金融状況に関する統計調査も継続的に実施していた。また朝鮮総督府鉄道局も間島と朝鮮の経済・貿易関係に関心を示し、豆満江流域の兩岸の経済状況を調査している⁽⁵⁷⁾。同時に、朝鮮総督府の内務局および警務局も間島に移住する朝鮮人の動向を絶えず注視し、調査や報告書の刊行を行っていた⁽⁵⁸⁾。

さらに、朝鮮民間部門の日本人研究者も間島の朝鮮人に関する奥深い調査

報告を多数発行している⁽⁵⁹⁾。たとえば現在広く引用されている、牛丸潤亮と村田懋麿が編纂した『最近間島事情 附露支移住鮮人発達史』(1927年)は、朝鮮在位の民間日本人の間島に関する知識がいかに深く広範であったかを示している。編者の一人、牛丸潤亮は京城の重要出版社「朝鮮及朝鮮人社」の社長であり、同書には朝鮮総督府の鉄道局長、殖産局長、外事課長、間島日本帝国総領事、間島輸出入商同業組合長などが序文を寄せていることから、日本の官僚組織との密接な関係が見てとれる。同書の内容は大きく3部に分けられる。第1部は間島の歴史・地理的解説で、「間島のいはれ」、「間島のおこり」、「白頭山(長白山)の定界」、「(文禄・慶長の役における)清正の間島入」などの章を設けて古来から近代初期までの間島と朝鮮・日本との密接な関係を強調している。第2部は近代の間島問題と朝鮮人移民について、「所謂間島問題」、「半島民族移住の歴史」、「半島民族移住の原因」などを通じて清末以降の間島問題の展開を具体的に解説している。第1部、第2部は、前節で分析した呉禄貞報告とちょうど対応している。ただ立場は正反対であり、歴史的にも現状から言っても朝鮮が間島の主権および移民開墾の正当性を有すると強調している。この二つの部で全体の約4分の1に相当する⁽⁶⁰⁾。

第3部は、半島移民の現状と日本帝国がとるべき政策について論じている。具体的には、1.「半島民族移住の現状」では間島をいかに開発するかについて、また土地制度における中国人地主の圧迫と地価高騰の問題を論じ、2.「在外朝鮮人に対する施設」では日本帝国の朝鮮人移民政策と救護援助政策を論じ、3.「北門の宝庫」「稲作の福音」の2章では間島の経済状況を具体的に分析して産業政策を提案し、4.「大陸進出の新経路」では日本と満洲を結ぶ進出三大経路、すなわち一つは大阪から海路で大連へ、大連から満鉄で長春へ行くルート、二つ目は大阪から関西線鉄道で関門へ、関門から海路で釜山へ、そこから朝鮮鉄道で安東奉天へ行くルート、三つ目は、大阪から鉄道で敦賀へ、海路で清津港へ、そこから鉄道で間島を通り吉会線に接続して長春へ行くルート、この三大経路それぞれの長短を論じて、海路交通の整備を提言している⁽⁶¹⁾。

第3の調査活動は、満鉄調査部門の多年にわたる調査資料、特に間島の鉄道と経済に関する調査資料である。満鉄は1906年の設立以来、経営効率を強

化するため満洲の政治、経済、文化について各種の調査を行い、中でも鉄道経営に直結する経済と交通事情の調査を重視していた。⁽⁶²⁾膨大な資料のため、本論では吉会鉄道創設に関する調査報告のみを取り上げる。吉会鉄道は吉林市から敦化、延吉を経て図們に至り、さらに図們江を渡って朝鮮会寧に至る、国境を跨ぐ鉄道として構想され、吉長鉄道と連結する計画であった。吉長鉄道はもともと1902年に吉林將軍が自力での建設を提起していたが、1903年9月にロシアが清朝に迫って合弁での建設に同意する契約を締結させた。しかし日清戦争により工事は棚上げされた。戦後の1907年4月、日清間で「新奉及吉長鉄道に関する協約」が締結され、吉長鉄道は「清国政府が自弁し、必要な資金の半額を満鉄から借り入れ、借款期限は25年とする」と取り決められた。

日本帝国は清朝と間島問題について交渉した際、吉林東部と韓国、日本西部との経済連携を図るため、吉長鉄道に接続する吉会鉄道の建設をすでに構想していた。これに加えて将来朝鮮が自力で敷設する会寧—清津鉄道が開通し、清津港が完成すれば、海運と陸運を通じて日本海を跨いだ中・韓・日の経済圏が実現すると期待していたのである。このため、1909年9月の間島協約では、建設中の吉長鉄道は将来会寧まで延伸できると清朝に認めさせている。⁽⁶³⁾その後も日本政府は中国東北政権と吉会鉄道建設について交渉を続け、満鉄もそのために沿線状況の調査を繰り返して建設計画を策定した。⁽⁶⁴⁾

このほか、満鉄調査部門が1917年から編纂している『北支那貿易年報』は、南北満洲、直隸省、山東省を対象としていたが、1919年からは間島の琿春と龍井村の貿易統計も収録している。⁽⁶⁵⁾各年度の資料には過去5年間のデータが収録され、輸出入、移出入、再輸出、再移出の歴年額の比較のほか、貿易総額に加えて朝鮮およびロシアへの輸出50品目の詳細な数値、金・銀・銅貨の輸出入の5年間の数値比較が掲載されている。1920年度以降は貿易統計数値のみならず、琿春と龍井村の貿易動向に関する分析も加わった。⁽⁶⁶⁾こうした仔細な統計と分析により、日本帝国は琿春と龍井村の貿易の変化を年ごとに正確に把握し、経済発展促進に必要な対策を立案することが可能となった。

総じて言うなら、特定の目的に基づく近代知識の生産は近代権力の関心のあらわれである。ここまで見てきたように、間島の各領事館、朝鮮総督府、

満鉄、民間組織、個人による人口、警察行政、実業、交通に関する綿密な知識の生産を通じて、日本帝国の間島に対する権力的関心の深さと広さが明らかになった。こうした知識の生産は抗日勢力の監視のみならず、間島の経済発展政策にも寄与し、後藤新平のいう「文装的武備」政策を実現させた。間島の朝鮮人や中国人も、この権力ネットワークのもとで、黙認さらには協力の形で日本帝国の非公式統治を支えていたのである。

おわりに

日本の関東軍がいかにして満洲事変を引き起こし、支配地域や軍隊の規模において圧倒的に優勢であった奉天軍閥を敗り、1932年に「満洲国」を建国するに至ったのかについては、軍事および政治動員の側面からすでに学界において精緻な分析が行われてきた。これに対し、本論では日本帝国の吉林東部の間島における非公式な行政権の拡張に着目した。すなわち、日露戦争後に日本が獲得したのは遼東半島の関東州と満鉄およびその沿線のごく限られた地域の支配権にすぎなかったが、四半世紀の経営の結果、実際には広範な東三省、とくに南満洲地域に深く浸透し支配するに至ったのであり、こうした非公式行政権の有効な行使もまた、満洲事変が成功した要因の一つであった。

本論はまず清末期の間島について、封禁から韓国人による広範な越境開墾へ、さらに日清間での主権をめぐる争いへと展開していく過程を簡潔に説明する。続いて、主権帰属をめぐる交渉の過程において、日本側が臨時間島派出所、内藤湖南、篠田治策らによる間島の歴史地理調査および国際法的論述を証左として自国の主権を主張したことを論じる。他方で、清朝側もまた日本の主権侵害に直面した際、日本留学組革命派の呉禄貞と宋教仁が日本帝国の近代的学知を参考にしつつ歴史的証拠に実地調査を加えた報告書を作成して、清朝が外交交渉において間島の主権を獲得する助けとなったことを指摘する。

また近年、国際学界、特に中国学界では、豆満江北岸の間島問題について外交交渉の側面から豊富な議論が行われている。しかし、多くの研究は領土

の「主権帰属」にのみ焦点を当て、1909年9月の「間島協約」の締結過程を国際法の観点から分析し、呉禄貞や宋教仁ら愛国志士と民族英雄が協力して間島の領土主権を守ったことを称賛するにとどまっている。しかし、呉禄貞と宋教仁がともに報告の中で言及しているとおり、主権を獲得した後、中国が辺境の主権を維持し続けるためには、日本帝国の近代的学知を学習し、延辺地域における近代的統治と社会発展を推進する必要があるためである。

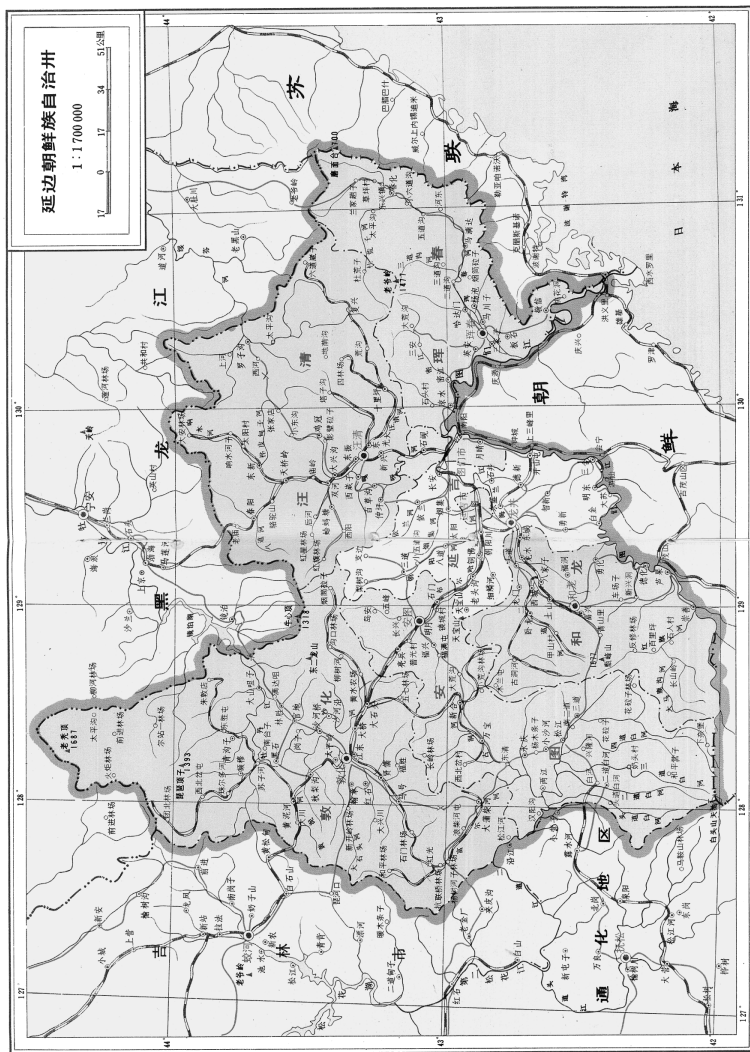
このため本論は次に、間島協約締結後、清末および民国期の東北政権がどのように間島の琿春、延吉、和龍、汪清の4県を統治したかを論じる。まず間島における行政整備の沿革を簡潔に述べ、その後、東三省、省級および地方レベルの地方志の知識分析を通じて、1909年から1931年にかけて間島4県の行政近代化がきわめて限定的であったことを指摘する。すなわち、間島の主権を有効に確保した後、間島を管轄する吉林省政府および4県政府は呉禄貞と宋教仁が構想したような具体的な政治・経済発展政策を提示せず、地方行政の近代化を推進する行政の専門人材を欠き、経済建設に必要な財源を調達して地域経済の近代化を推進することもなかった。その結果、中国政府は形式的な行政権を保持しつつも、間島の政治・経済の近代化を実効的に推進できず、自らの行政権を真に強化し主権を実質的に維持することができなかったためである。

最後に、日本帝国の各行政機関による間島での各種調査報告を分析する。そこから明らかになるのは、中国東北政権の間島における放任行政と限界的な統治体制構築に対して、1909年の主権争いで外交的には敗北した日本帝国が、その後は領事館と朝鮮総督府との協力および領事と警察人員との連携を通じて、当地の政治、経済、文化の地域知識を掌握していたことである。こうした知識は統治の知として、間島における抗日勢力の拡張とその危害を効果的に防ぐ助けとなった。また、各種の非公式行政権の拡張によって当地の韓国人、日本人さらには中国人の日常生活に深く介入するとともにその経済発展を促進した。

総括すると、本論は日中両国の間島における統治の知の比較分析を通じて、以下の点を明らかにした。すなわち、中国は国際法知識を模倣、学習することで間島の領土所有権を確保することに成功したが、その行政権力と地域知

識は依然として伝統的な権力・知識の延長にとどまり、日本帝国の近代的な（植民地）行政権力・知識生産と競うことができず、そのため東北における近代化競争で敗北を喫したのである。

☒ 延辺朝鮮族自治州



出所：延辺朝鮮族自治州概況纂編『延辺朝鮮族自治州概況』（延吉市：延辺人民出版社、1984年）巻頭地図。

[注]

- (1) 林士鉉『清季東北移民実辺政策之研究』（台北：政治大学歴史学系、2001年）。
- (2) 拙稿「從台湾到滿洲：以関東都督府警政建設為中心的日本帝國統治学知移転分析（1905-1918）」『台湾史研究』30卷1期（2023年3月）、45-86頁。
- (3) 張守真「清季東三省の改制及其建設（1907-1911）」、中華文化復興運動推行委員會主編『中国近現代史論集 第16編：清季立憲與改制』（台北：台湾商務印書館、1986年）、569-663頁。
- (4) 緒方貞子『滿州事變：政策の形成過程』（東京：岩波書店、2011年）。
- (5) 関東庁編『関東州と滿鉄附属地』（大連：関東長官官房文書課、1925年）、1頁。田中秀作『滿洲地誌研究』（東京：古今書院、1932年）、50-52頁、93-95頁。
- (6) たとえば、黄自進「九一八事變時期的日中政治動員與軍事作戰」『国立政治大学歴史学報』26期（2006年11月）、169-231頁。黄自進「関東軍與九一八事變：政治背景與戰略設計為中心的探討」『思與言』44卷4期（2006年12月）、91-114頁。
- (7) 延辺朝鮮族自治州概況編写組編『延辺朝鮮族自治州概況』（北京：民族出版社、2009年）。孫春日『中国朝鮮族移民史』（北京：中華書局、2011年）。
- (8) 間島朝鮮人開墾民の管轄の變動については、趙興元「清政府対図們江北的朝鮮移民的管理」『東北史地』2009年3月、41-46頁を参照。中朝国境調査・交渉については、李花子『清代中朝辺界史探研：結合实地踏査の研究』（広州：中山大学出版社、2019年）を参照。
- (9) 崔昌来、朱成華、金維民『延辺人口研究』（延吉市：延辺大学出版社、1992年）、5-59頁。
- (10) 拙稿「台湾近代統治理性的形構：晚清劉銘伝與日治初期後藤新平土地改革的比較」『台湾史研究』24卷4期（2017年12月）、35-76頁。拙稿「晚清奉天省土地改革與日本関東州土地調査：統治理性與調査学知之比較」『中央研究院近代史研究所集刊』114期（2021年12月）、41-82頁。
- (11) 呉祿貞『光緒丁未延吉辺務報告』は、以下に収録されている。『中国辺疆研究文庫初編 東北辺疆 5巻』、40-47頁。傅林祥、林涓、任玉雪、王衛東『中国行政区画通史 清代卷』（上海：復旦大学出版社、2017年）、172-173頁。
- (12) 参謀本部編『滿洲地誌』（東京：博聞社、1894年）、65-67頁。
- (13) 守田利遠編の3巻本『滿洲地誌』はまさに彼の陸軍参謀本部における兵要地誌調査の成果の一つである。この3巻本の地誌は合計1,767頁、1冊本の旧版『滿洲地誌』がわずか485頁で1頁の文字数も比較的少ないのに比べ、約4倍の内容になっており、日本軍の滿洲に関する知識の生産が進展していたことがわかる。守田利遠は上巻の例言で「本書の編輯に当り其重なる材料は滿洲、蒙古、西伯利亞地方に多年定住せし幾多の清国人に就き聞き得たるものを骨子とし之に従来の諸書を参酌取捨したるものとす」と述べている。守田利遠『滿洲地誌』（東京：丸善書店、1906年）。
- (14) 同上『滿洲地誌』下巻、425-576頁。
- (15) 日露戦争開戦時に在韓国臨時代理公使であった萩原守一は、日本は戦後韓国を代表して清韓国境問題を調停すべきである、と提起している。井上勇一『滿州

- 事変の視角：在奉天総領事の見た満州問題』(東京：東京図書、2020年)、38頁。
- (16) 臨時間島派出所残務整理所編『統監府臨時間島派出所紀要』(同機関発行、1910年)、36・46頁、附表第一、第二。
 - (17) 同上、38-46頁。
 - (18) 名和悦子『内藤湖南の国境領土論再考：二〇世紀初頭の清韓国境問題「間島問題」を通して』(東京：汲古書院、2012年)。篠田治策『白頭山定界碑』(京城：楽浪書院、1938年)。
 - (19) 『統監府臨時間島派出所紀要』の各章参照。
 - (20) 呉禄貞の経歴と間島問題への参与については呉忠亜、呉厚智『百年呉禄貞』(武漢：湖北人民出版社、2011年)に詳しい。ただし、呉禄貞自身および後世の研究者は延吉在任期間中の呉禄貞の対応措置を非常に高く評価しているが、間島派出所の2年余りの各方面にわたる行政管轄から見ると、日本側の間島各地における実質的な統治を効果的に阻止できていたわけではなかった点にも注意が必要である。『統監府臨時間島派出所紀要』を参照。
 - (21) 歩平等編著『東北国際約章匯釈(1689-1919年)』(ハルビン：黒龍江人民出版社、1987年)、406-411頁。
 - (22) 前掲『光緒丁未延吉辺務報告』、13-185頁。
 - (23) 宋教仁『間島問題』は、姜維公、劉立強主編『中国辺疆研究文庫初編 東北辺疆卷五』、197-287頁に所収。宋教仁らが間島問題の議論に参加したことについては、松本英紀『宋教仁の研究』(東京：晃洋書房、2001年)、105-164頁を参照。
 - (24) 前掲『中国行政区劃通史 清代卷』172-173頁。傅林祥、鄭宝恒『中国行政区劃通史 中華民国卷』(上海：復旦大学出版社、2017年)、463-466頁。前掲『延辺朝鮮族自治州概況』、93頁。
 - (25) 前掲『統監府臨時間島派出所紀要』第8章、242-260頁。前掲『百年呉禄貞』。
 - (26) 徐世昌等編纂、李澍田等点校『東三省政略 十二卷(上、下冊)』(長春：吉林文史出版社、1989年)。
 - (27) 徐曦撰、李曉光標点『東三省紀略』、『中国辺疆研究文庫初編 東北辺疆卷十四』(ハルビン：黒龍江教育出版社、2014年)所収。
 - (28) 長順修、李桂林纂『吉林通志 上下冊』(吉林：吉林文史出版社、1986年)。薩英額撰、陳見微点校『吉林外記』、李澍田編『長白叢書初集 吉林外記 吉林志略』(長春：吉林文史出版社、1986年)所収、1-168頁。袁昶撰、陳見微点校『吉林志略』、李澍田編『長白叢書初集 吉林外記 吉林志略』所収、169-247頁。
 - (29) 魏声蘇撰、高闈元等標注『吉林地志』、李澍田編『長白叢書初集 吉林地志 鷄林旧聞録 吉林郷土志』(長春：吉林文史出版社、1986年)所収、1-31頁。
 - (30) 魏声蘇撰、高闈元等標注『鷄林旧聞録』、同上李澍田編『長白叢書初集 吉林地志 鷄林旧聞録 吉林郷土志』所収、頁32-103頁。
 - (31) 勾学海、楊艷平、金敏求『東北地方志(1949年前旧志) 收藏狀況調査與校核目錄』『図書館学研究』2004年8月、80-90頁。
 - (32) 和龍県地方志編纂委員会編『和龍県志』(長春：吉林文史出版社、1992年)。汪清県地方志編纂委員会編『汪清県志』(長春：吉林文史出版社、2017年)。

- (33) 著者不明『民国延吉県志』、鳳凰出版社選編『中国地方志集成 吉林省県志輯02』（南京市：鳳凰出版社、2006年）所収、301-607頁。
- (34) 前掲『延辺人口研究』、11-16頁。
- (35) 前掲『民国延吉県志』、308-311頁。
- (36) 趙興元「清政府对図們江北の朝鮮移民的管理」『東北史地』、2009年3月、41-46頁。趙興元「民国前期中国政府对延辺朝鮮移民的政策」『東北史地』、2004年12月、15-19頁。白栄助『『間島協約』と朝鮮人の『国籍』問題』『東アジア研究』34（2002年）、61-69頁。
- (37) 前掲『民国延吉県志』、321-327頁。植民地警察の職務については、拙稿「從台湾到滿洲：以関東都督府警政建設為中心的日本帝国統治学知移転分析（1905-1918）」参照。
- (38) 前掲『民国延吉県志』、328-330頁。
- (39) 同上、346-347頁。
- (40) この4種の地方志はすべて李澍田編『琿春史志』（長春：吉林文史出版社、1990年）に収録されている。
- (41) 『琿春県志』、李澍田編『琿春史志』、1-741頁。
- (42) 前掲『滿州事變の視角：在奉天総領事の見た滿州問題』、1-73頁。
- (43) 同上、79-80頁。
- (44) 李洪錫「近代日本外務省警察在華侵略活動研究」『近代史研究』2024年1期、66-83頁。
- (45) 前掲「從台湾到滿洲：以関東都督府警政建設為中心的日本帝国統治学知移転分析（1905-1918）」。副島昭一「中国における日本の領事館警察」『和歌山大学教育学部紀要 人文科学』39期（1990年2月）、63-80頁。李盛煥『近代東アジアの政治力学：間島をめぐる日中朝関係の史的展開』（東京：錦正社、1991年）、95-99頁。白栄助『東アジア政治・外交史研究：「間島協約」と裁判管轄権』（大阪：大阪経済法科大学出版部、2005年）。
- (46) 金泰国『東北地区「朝鮮人民会」研究』（牡丹江：黒龍江朝鮮民族出版社、2007年）。
- (47) 間島在留日本人（韓国人を含む）の統計については、外務省政務局編『戦前期中国在留日本人統計第1巻』（東京：不二出版、2004年）を参照。満鉄総務部調査課編『調査報告書第4巻吉林省 其一吉会線関係地方』（大連：満鉄総務部調査課、1919年）、21-29頁。
- (48) 外務省編『外務省警察史第19-27巻』（複製）（間島領事館）（東京：不二出版社、1998年）を参照。この複製版には、各頁に4頁分の文書が縮小文字で記載されている。第19巻から第27巻までの計9巻の頁数を基に計算すると、これらのすでに選別された文書資料だけでも約11,724頁にのほり、領事館の文書情報がいかに詳細であったかが窺える。また、間島領事館警察の抗日朝鮮人に対する監視と弾圧については以下を参照。荻野富士夫『外務省警察史：在留民保護取締と特高警察機能』（東京：校倉書房、2005年）、395-572頁。李洪錫『日本駐中国東北地区領事館員警機構研究：以対東北地区朝鮮民族統治為中心』（吉林：延

辺大学出版社、2008年)。

- (49) 外務省通商局編『清国開港市場ノ経済的勢力範圍第1輯(奉天 哈爾濱 長春 遼陽 牛莊 安東 琿春)』(東京:外務省通商局、1911年)。外務省通商局編『滿洲事情第4輯(吉林 間島 哈爾濱 附録)』(東京:外務省通商局、1911年)。外務省通商局編『滿洲事情第5輯(齊齊哈爾 頭道溝 局子街 琿春)』(東京:外務省通商局、1915年)。外務省通商局編『滿洲事情第2回第2輯(間島 局子街 頭道溝 琿春)』(東京:外務省通商局、1920年)。
- (50) 前掲『近代東アジアの政治力学:間島をめぐる日中朝関係の史的展開』、95-290頁。前掲『外務省警察史:在留民保護取締と特高警察機能』、395-572頁。前掲『日本駐中国東北地区領事館員警機構研究:以対東北地区朝鮮民族統治为中心』。
- (51) 加藤圭木『植民地朝鮮の地域変容:日本の大陸進出と咸鏡北道』(東京:吉川弘文館、2017年)。
- (52) 第二次大戦前、日本がどのように間島の政治経済建設を通じて環日本海地域経済圏内の連携を促進したかについては、芳井研一『環日本海地域社会の変容:「満蒙」・「間島」と「裏日本」』(東京:青木書店、2000年)を参照。
- (53) 朝鮮総督官房文書課『統監府時代に於ける間島韓民保護に関する施設』(京城:朝鮮総督府、1930年)。
- (54) 朝鮮統監府編『朝鮮統監府第二次年報』(朝鮮統監府、1909年)。朝鮮総督府編『朝鮮総督府統計年報第四次』(朝鮮総督府、1911年3月)。
- (55) 朝鮮銀行調査部編『朝鮮事情』1920-1929年各期半月刊。
- (56) 東洋拓殖株式会社京城支店編『間島事情』(京城:東洋拓殖京城支店、1918年)。天図鉄道事業への投資を含む東洋拓殖会社の間島における経済援助と金融投資については、黒瀬郁二『東洋拓殖会社:日本帝国主義とアジア太平洋』(東京:日本経済評論社、2003年)、121-176頁。
- (57) 朝鮮銀行調査部編『滿洲地方に於ける朝鮮人の経済及金融状況 大正10年11月調』(京城:朝鮮銀行調査部、1921年)。朝鮮総督府鉄道局営業課編『豆満江流域経済事情』(京城:朝鮮総督府鉄道局、1927年)。
- (58) 朝鮮総督府内務局社会課編『滿洲及西比利亞地方に於ける朝鮮人事情』(京城:朝鮮総督府内務局社会課、1927年)。朝鮮総督府鉄道局『豆満江流域経済事情』(京城:朝鮮総督府鉄道局、1927年)。朝鮮総督府警務局編『間島問題の経過と移住鮮人』(京城:朝鮮総督府、1931年)。
- (59) 在外朝鮮人事情研究会編『北滿及露領朝鮮人事情 附・水田事業の現状』(京城:在外朝鮮人事情研究会、1922年)。永井勝三『北鮮間島史』(会寧:会寧印刷所、1925年)。牛丸潤亮、村田懋磨編『最近間島事情 附露支移住鮮人発達史』(京城:朝鮮及朝鮮人社出版部、1927年)。
- (60) 同上『最近間島事情 附露支移住鮮人発達史』、1-118頁。
- (61) 同上、119-446頁。
- (62) 小林英夫『滿鉄調査部の軌跡 1907-1945』(東京:藤原書店、2007年)。
- (63) 1916-1917年に清津-会寧区間の鉄道が開通、1928年朝鮮北部咸鏡線が全線開通、

清津港は満洲－朝鮮半島北部－日本を結ぶ主要な物流基地となった。朴鐘喆、林志豪「日據時期韓半島北部地区鉄路」『高大人文学報』4期（2019年6月）、93－116頁。

- (64) 満鉄調査課編『吉林東南部経済調査資料 附・咸鏡北道及清津事情』（大連：南満洲鉄道、1911年）。満鉄総務部調査課編『調査報告書第4巻吉林省 其一吉会線関係地方』（大連：満鉄総務部調査課、1919年）。満鉄庶務部調査課『天図軽便鉄道』（大連：満洲日日新聞社、1925年）。満鉄総務部調査課編『吉会鉄道関係地方調査報告書第1輯一般経済』（大連：満鉄、1928年）。満鉄総務部調査課編『吉会鉄道関係地方調査報告書第2輯東部満洲対策要論』（大連：満鉄、1928年）。満鉄総務部調査課編『吉会鉄道関係地方調査報告書第3輯農業』（大連：満鉄、1928年）。満鉄総務部調査課編『吉会鉄道関係地方調査報告書第5輯行政及財政』（大連：満鉄、1928年）。満鉄総務部調査課編『吉会鉄道関係地方調査報告書第6輯敦羅鉄道』（大連：満鉄、1928年）。東亜経済調査局編『東部吉林省経済事情』（東京：満鉄東亜経済調査局、1928年）。満鉄総務部調査課編『吉会予定線地方鉱山調査報告』（大連：満鉄、1931年）。
- (65) 満鉄調査課編『北支那貿易年報 大正8年下編』（大連：満鉄、1921年）、88－103頁。
- (66) 満鉄調査課編『北支那貿易年報 大正9年下編』（大連：満鉄、1921年）、貿易状況の分析は同書190－199頁、貿易統計表は同書200－215頁。

付記：本論の初稿は、台北大学歴史学系と日本の霞山会が共催した学術シンポジウムにおいて発表された。参加研究者各位の議論とご助言に感謝申し上げる。本論は国家科学委員会特定研究プロジェクト「満洲開拓：中国、朝鮮、日本移民が共構築した満洲開発のイメージ」（NSTC 112-2410-H-001-052-MY3）の成果の一部である。

（訳 望月暢子 中日翻訳者）